

第 7 2 号 議 案

債権の放棄について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄する。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 債権の内容 | 区営住宅使用料相当額請求金及び区営住宅損害賠償金相当額請求金 |
| 2 | 債 務 者 | 足立区関原在住者 |
| 3 | 放棄する債権の額 | 2, 0 3 3, 6 3 0 円 |
| 4 | 放棄の理由 | 債務者は、明渡判決後も不法占拠し続けていたため、平成 2 9 年 1 月に強制執行（不動産明渡及び動産執行）を行ったが、債権の回収が見込まれる動産がなかったため。 |

（提案理由）

債権の放棄について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。